

令和4年3月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和4年3月18日



令和4年3月伊那市議会定例会 議員提出議案 目次

議員提出議案第2号	戸草ダムの建設実施時期の早期検討を求める決議について .....	4
議員提出議案第3号	ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について .....	6
議員提出議案第4号	国に対して緊急的に住民の生命と財産を守る治水対策の更なる推進を求める意見書の提出について .....	8

議員提出議案第2号

戸草ダムの建設実施時期の早期検討を求める決議について

戸草ダムの建設実施時期の早期検討に関して、別紙のとおり決議する。

令和4年3月18日提出

伊那市議会議員 飯島尚幸

〃 池上直彦

〃 小林眞由美

〃 田畑正敏

〃 原一馬

〃 宮島良夫

〃 黒河内浩

〃 柴満喜夫

(提案理由)

口頭にて説明

## 戸草ダムの建設実施時期の早期検討を求める決議

昨今の社会情勢を見ると、特に気候変動の影響等により災害が激甚化し、頻発しております。三峰川水系のみならず、天竜川水系においても、今後、災害が発生する懸念が高まっており、激甚災害がこの地域を襲った際には、諏訪地域、上伊那地域、飯伊地域の広範囲で住民の生命財産が脅かされ、地域の社会経済が深刻なダメージを受けるおそれがあります。

このような状況下で、伊那市議会としては、戸草ダムの建設実施時期等の問題について現地視察、意見聴取の検討を精力的に進めてきましたが、防災・減災のための建設の必要性を訴える市民の意見が非常に強く、早期に建設することが必要であると認識するに至りました。

平成21年に国土交通省中部地方整備局により策定された天竜川水系河川整備計画において、戸草ダムの問題については、「将来、社会経済情勢等の変化に併せ建設実施時期を検討する」とされているところでもあります。

激甚化する自然災害から人命や財産を守るために、天竜川流域の総合的な治水対策につながるよう、下記事項の実施を求めます。

### 記

戸草ダムの建設実施時期について早期に検討を行うこと。

以上、決議します。

令和4年3月18日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第3号

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し  
民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明  
〃 三澤俊明  
〃 黒河内浩  
〃 柴満喜夫  
〃 前田久子  
〃 柳川広美

(提案理由)

口頭にて説明

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し  
民主的な政治体制の早期回復を求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）に対し、政府開発援助（ODA）を通じ、民主化や経済発展のための取組を全面的に支援してきました。このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものです。

また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼び掛けにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって、多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れ難く、強く非難します。

この事態に対し、人間の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取組を積極的に進めていくことが求められます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 ミャンマーにおける軍事クーデターを強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明すること。
- 2 ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求めること。
- 3 被害を受けた少数民族や避難民に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年3月18日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第4号

国に対して緊急的に住民の生命と財産を守る治水  
対策の更なる推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣及び関係機関に対し、国に対して緊急的に住民の生命と財産を守る治水対策の更なる推進を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日提出

伊那市議会議員 柳 川 広 美

〃 飯 島 光 豊

〃 馬 場 毅

(提案理由)

口頭にて説明

国に対して緊急的に住民の生命と財産を守る  
治水対策の更なる推進を求める意見書

天竜川上流域並びに三峰川上流域においては、過去に発生した幾多の災害により住民は甚大な被害を受けてきました。また特に近年においては、気候変動により全国的にも災害は激甚化・頻発化しています。

これまでも平成21年に策定された「天竜川水系河川整備計画」などによる整備事業が進められてきましたが、とりわけ国では最近発生した「千曲川水害」や「西日本豪雨災害」などの被害を受けて、令和3年の国会においていわゆる「流域治水関連法」の改正が、全会一致で成立しました。

この改正によって国の治水対策は、これまでのダムを中心に個別に実施することが多かった治水対策から、これからは「流域治水」全体をまとめて緊急的に実施する「流域治水への転換」に大きく変わりました。天竜川上流域並びに三峰川上流域においても、令和3年に「天竜川上流 流域治水協議会」を設立し、すでに「天竜川上流 流域治水プロジェクト」の策定、公表がされています。

ダム等のハード対策には完成までには20年以上の年月と、何千億円もの費用を要します。またダムには宿命ともいえる堆砂対策の課題が将来にわたり深刻な問題として直面します。

以上のことから、天竜川上流域並びに三峰川上流域における治水対策の更なる推進を求める下記の事項を要請します。

記

近年の全国的な災害に対する国の「流域治水への転換」を踏まえ、ハード対策としての堤防整備、河道掘削・拡幅、河川内樹木伐採、砂防堰堤整備、既設ダム活用・事前放流、森林整備等、ソフト対策としての治水に強いまちづくり、避難体制強化等を総合的に進め、緊急的に住民の生命と財産を守る治水対策の更なる推進をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします

令和4年3月18日

伊 那 市 議 会